

行政処分事例等から見た廃棄物処理法 ～欠格要件について～

香川県環境森林部循環型社会推進課

①欠格要件とは

- 欠格要件とは:法を守らず適正な業の遂行を行っていない廃棄物処理委託先などの業者を排除するための条件
- 許可取消の理由で最も多いのが欠格要件への該当
- 欠格要件（廃棄物処理法第7条第5項第4号イ～ル）
 - ハ **禁錮以上の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

【ポイント】特定の法違反を対象としていない（道路交通法違反でも対象）

二 次に掲げる法令等に違反し、**罰金の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ① 廃棄物処理法、浄化槽法、その他生活環境保全を目的する9つの法律
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- ③ 刑法204条(傷害)、206条(現場助勢)、208条(暴行)、208条の2(凶器準備集合及び結集)、222条(脅迫)、247条(背任)
- ④ 暴力行為等処罰に関する法律

【ポイント】特定の法違反が対象（ただし廃棄物処理法だけではない）

欠格要件の対象者

- 欠格要件の対象者 ⇒ 役員や政令使用人も含まれている。

(ポイント)

役員には、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者も含まれる。

※株主も、法人に対する役員相当の支配力を問われる場合がある。国の通知では、「発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者」は、「法人に対し業務を執行する役員、取締役、…と同等以上の支配力を有するものと認められる者」に該当する蓋然性が高いと解されるとしている。

※政令使用人：法人又は個人の使用人で、次に掲げるものの代表者

- ① 本店または支店（商人以外の者にあつては主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①以外で継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

欠格要件に該当した場合

- 都道府県知事は許可を取り消さなければならないとされている。
- 法人の役員等が欠格要件に該当した場合に、法人が取消処分を受けることを免れるため、事後的に当該役員を解雇若しくは解任したり、又は役員自らがその地位を辞任することが考えられるが、いったん欠格要件に該当した以上、仮に法人の役員等がその地位を完全に辞任等したとしても許可を取り消さなければならないとされている。
- 欠格要件に該当した場合、県（高松市）に届出義務有り（2週間以内）。
- 廃棄物処理法上の悪質性が重大な許可取消原因に該当する場合、許可を取り消された法人の役員等が他の許可業者の役員等を兼務していると、他の許可業者も許可取消になる。
- 許可を取り消された者であって、当該許可に係る未処理の産業廃棄物がある場合、許可を取り消された旨を委託者に書面通知しなければならない。
⇒ 受託した廃棄物が処理できなくなるため、排出事業者による委託した廃棄物の持ち帰りや再委託などを行う必要が生じる。

最近の行政処分事例（令和3年度以降）

【令和3年度】

欠格要件関係のものが多い！！

- 株主が**禁錮以上の刑**に処せられた。 ⇒ 許可の取消
- 無許可業者に収集運搬業を委託 ⇒ 事業停止10日間
- 役員が**罰金刑**（刑法第204条（傷害の罪））に処せられた ⇒ 許可の取消
- 役員が**罰金刑**（刑法第208条（暴行の罪））に処せられた ⇒ 許可の取消

【令和4年度】

- **欠格要件該当届出義務違反** ⇒ 事業停止30日間

【令和5年度】

- 法人が地方裁判所から**破産手続開始**の決定を受けた。 ⇒ 許可の取消
- 役員が**罰金刑**（刑法第204条（傷害の罪））に処せられた ⇒ 許可の取消
- 役員が**禁錮以上の刑**（道交法第65条第1項（酒気帯び運転の罪））に処せられた ⇒ 許可の取消
- 役員が**禁錮以上の刑**（道交法第65条第1項（酒気帯び運転の罪））に処せられた ⇒ 許可の取消

欠格要件に該当した場合は欠格要件該当届を2週間以内に提出すること！

② マニフェストに関する行政処分等

【マニフェスト制度】

- 産業廃棄物管理票制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度

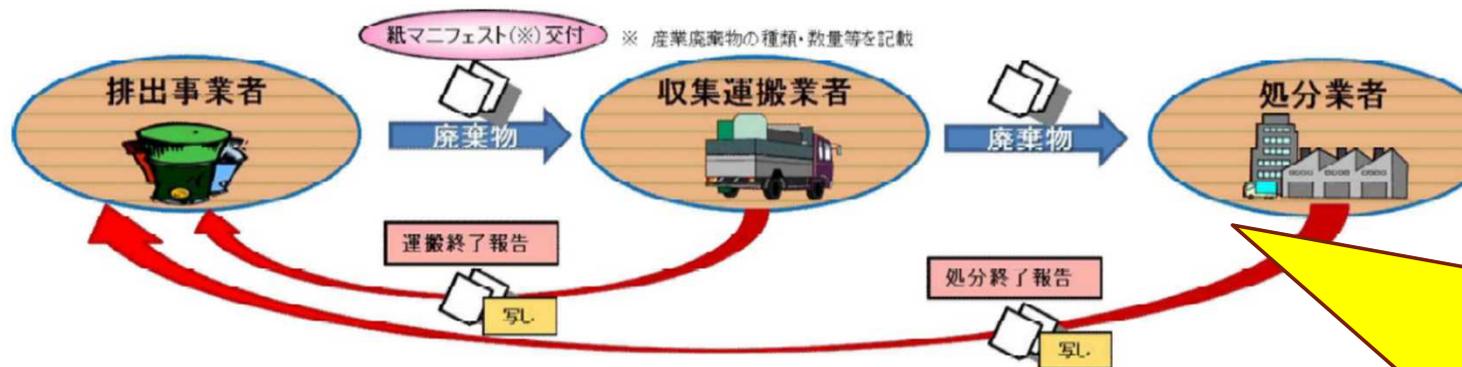
【排出事業者責任】

- 廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任を有することとされている（＝排出事業者責任）。
- 廃棄物処理業者に処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりはない。排出事業者は、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされている。

- 排出事業者が、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物の引渡しと同時に受託者に対し、必要事項を記載した管理票を交付しなければなりません（法第 12 条の 3 第 1 項）。

【交付について】

- ・ 引き渡す産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- ・ 引渡しに係る産業廃棄物の運搬先が 2 つ以上である場合、運搬先ごとに交付すること。
- ・ 引き渡す産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。*）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- ・ 交付した管理票の写しは管理票を交付した日から 5 年間保存すること。



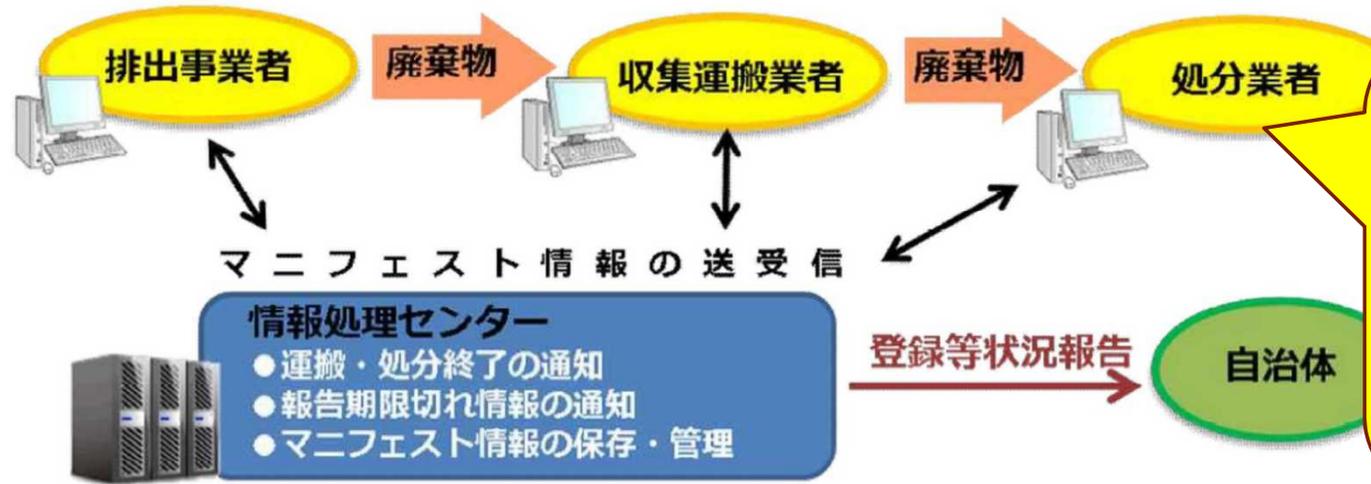
処理業者も適切に運用しないと違反になる。

(例)

- マニフェストの交付を受けずに廃棄物受取
- ※ 電子マニフェスト利用時を除く。
- 受託していないのに、虚偽記載
- 処理が終了していないのに、終了した旨のマニフェストを送付

【電子マニフェストの特長】

- ・ 電子マニフェストでは、運搬や処分の状況がパソコン等の画面で把握できる。
- ・ 電子マニフェストの保存は、情報処理センターが代行するため、マニフェストの保存が不要。
- ・ 都道府県知事へ毎年提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告書は情報処理センターが代行するため提出が不要。
- ・ 運搬終了、中間処理終了、最終処分終了の報告が排出事業者へ通知される。



紙マニフェストと同様に適切に運用しないと処理業者も違反になる。
 ※ 排出事業者が登録を怠り、処理業者も放置していた場合、違反になるので、登録を促すこと。

○ 電子マニフェストを使用するときは、産業廃棄物を引き渡した後 3 日以内に情報処理センターに登録しなければならず、この期間に登録がなされないときは、管理票の不交付と判断されることとなるため、留意する必要があります(法第 12 条の 5 第 1 項)。関係者による処理状況の迅速な把握のためにも、できる限り速やかに情報処理センターへ登録することが望まれます。

マニフェスト義務違反等の行政処分事例

近年の事例

- 産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、排出事業者から産業廃棄物の引渡しを受けて運搬した。 ⇒ 事業停止10日間
- 排出事業者から受託した産業廃棄物の処分を終了していないにもかかわらず、産業廃棄物管理票に処分終了日を記載し、排出事業者に送付した。 ⇒ 事業停止30日間
- 産業廃棄物の処理（収集運搬及び中間処理）を受託した際に、処理事実のない産業廃棄物を処理した旨を電子マニフェストに登録したほか、マニフェストの交付を受けることなく産業廃棄物の引渡しを受け、これを処理した。 ⇒ 事業停止30日間
- 処分を受託した産業廃棄物を処分を行うことなく、別の産業廃棄物処分業者に、再委託基準に違反し、再委託した。また、この行為に付随して、排出事業者から交付された産業廃棄物管理票に、自ら処分した虚偽記載をし、排出事業者に産業廃棄物管理票の写しを送付した。（この他にも違反有） ⇒ 事業停止90日間

マニフェスト義務違反等の行政処分事例

- 解体工事で発生した産業廃棄物の処理について、産業廃棄物処分業の許可を取得していないにもかかわらず、排出事業者から処分を受託した（受託禁止違反）。また、産業廃棄物収集運搬業の積み替え保管の許可を取得していないにもかかわらず、当該産業廃棄物の一部を積み替え保管した。（無許可事業範囲変更）さらに、排出事業者から産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該産業廃棄物の引渡しを受けた。（引受禁止違反）
⇒ 許可取消

その他お知らせ

○環境省

産業廃棄物処理業者が活用できる政府支援策一覧

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/assistance.html>

○公益財団法人 廃棄物・3R研究財団

「3R・廃棄物NEWS」環境省をはじめとする関係省庁、地方公共団体、民間団体等の3Rや廃棄物に関する最新情報を取りまとめた無料のメールマガジン

https://www.jwrf.or.jp/individual/prj_000208.html

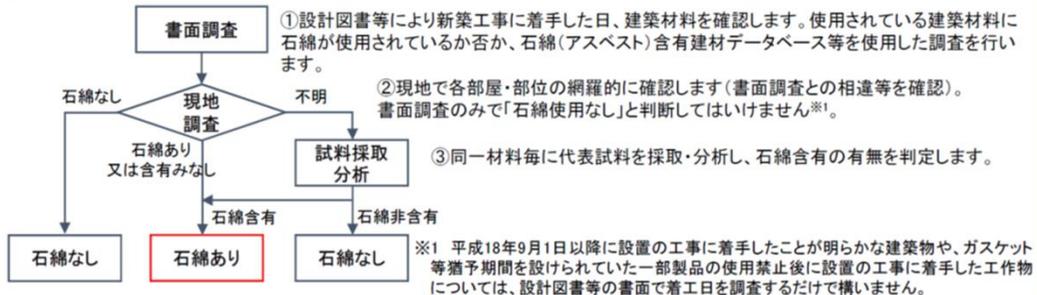
解体等工事を始める前に

建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、**資格者等による石綿に関する事前調査**が必要となります。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

(1) 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されています。(法第18条の15第1項)

- ① 設計図書その他書面による調査
- ② 現地での目視による調査
- ③ 分析による調査



(2) 建築物等の事前調査は、**必要な知識を有する者に実施させる必要があります***2~4。

【義務付け適用】建築物: 令和5(2023)年10月1日~

特定の工作物については令和8(2026)年1月1日から資格者等による調査が義務付けされます

(法第18条の15第1項及び第4項、規則第16条の5)

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)
- ④ 工作物石綿事前調査者



③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ、④は特定の工作物のみ実施可能。
なお、義務付け適用前に(社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※2 石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。

※3 義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

※4 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。

自主施工者である個人による事前調査について

解体等の工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く)が床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも「必要な知識を有する者」に事前調査を実施させる必要はありません。ただし、個人であっても作業基準の遵守義務等は適用されますので、専門家による事前調査をお勧めします。



(3) 事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。

【説明事項】

- ① 石綿使用の有無に関わらず必ず説明する事項(法第18条の15第1項第1号及び第4号、規則第16条の7第1号及び第2号)
 - ✓ 事前調査結果、調査の終了年月日、調査の方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項(調査者の講習実施機関の名称等)
- ② 特定工事に該当する場合の説明事項(法第18条の15第1項第2号及び第3号、規則第16条の7第3号及び第4号)
 - (★は届出対象特定工事で該当する場合のみ)
 - ✓ 特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況★
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所★

届出対象特定工事の場合に14日前までに説明することとしているのは、発注者による作業実施の届出書の作成を考慮したものです。



説明の書面の写しは、(4)の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

(4) 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。

【義務付け適用】令和4(2022)年4月1日~

(法第18条の15第6項、規則第16条の11)

R4.4.1~

【規模要件】

- ✓ 建築物の解体: 対象の床面積の合計が80㎡以上
 - ✓ 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修: 請負金額の合計が100万円以上
- ※工作物は環境大臣が定めるもの
(令和2年環境省告示第77号(令和5年10月から観光用エレベーターの昇降路の囲いが追加されています))

【報告事項】

調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等

【報告の方法】

石綿事前調査結果報告システム ※石綿障害予防規則の報告と共通のシステム

報告は元請業者又は自主施工者が行います。

(5) 事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

【記録事項】(法第18条の15第3項及び第4項、規則第16条の8)

(3)の説明事項に発注者氏名等を加えたもの

【現場への備え置き】(法第18条の15第5項)

備え置きの方法は指定していません。工事を施工する者や都道府県等が立入検査の際に確認できる状態であればよいので、電子データでも紙媒体でも差し支えありません。

特定粉じん排出等作業の届出は、発注者又は自主施工者が行います。

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込めまたは囲い込みを行う場合は、作業開始の14日前までに県（高松市内については高松市）への届出が必要です。

※囲い込みは、著しく飛散するおそれのある場合のみ必要

【届出事項】(法第18条の17)

- ✓ 届出対象特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であればはその代表者氏名
- ✓ 当該届出対象特定工事の場所
- ✓ 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由



【届出様式】(規則第10条の4)様式第3の5

特定粉じん排出等作業、特定工事、届出対象特定工事

「特定粉じん排出等作業」とは、石綿含有建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修することをいいます。

「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことをいいます。

特定工事のうち、石綿を多量に発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合は、「届出対象特定工事」に該当します。

届出が不要な作業についても作業計画を作成する必要があります。

特定粉じん排出等作業を行う際は、届出対象特定工事ではない場合でも作業開始前に作業計画を作成し、当該計画に基づいて特定粉じん排出等作業を行うことが、作業基準に位置付けられています。

【作業計画に記載する事項】(法第18条の14、規則第16条の4第1項)

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であればはその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ✓ 対象特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 対象となる建築物等の概要（構造・階数・延べ面積等）・配置図及び付近の状況
- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

概ね発注者への報告事項となります。

事前調査結果、作業の掲示板の大きさが定められています。

(1) 事前調査結果の掲示 (法第18条の15第5項、規則第16条の10)

- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められています。A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 事前調査方法の法定化や必要な知識を有する者に実施させること、特定建築材料の拡大に伴い、掲示事項が追加されています。
- ✓ 掲示板の設置場所は次のとおりです。

【事前調査結果の掲示事項】

- ・事前調査の結果(特定工事に該当するか否か及びその根拠)
- ・解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・事前調査を終了した年月日
- ・事前調査の方法(書面調査・目視調査・分析による調査及び調査者等に調査を行わせたこと)並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

【掲示板の設置場所】

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)

【掲示板の掲示日】

- ・作業の開始前

(2) 特定粉じん排出等作業に係る掲示 (法第18条の14、規則第16条の4第2号)

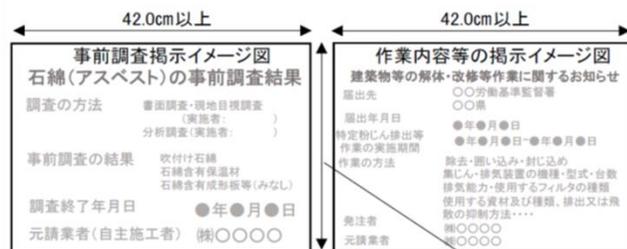
- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められています。A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 掲示事項、掲示板の設置場所は次のとおりです。

【作業内容等の掲示事項】

- ・特定工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
- ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

【掲示板の設置場所】

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)



A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、縦・横はどちらでも可。

29.7cm以上

掲示について

- ・事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。また、石綿則の掲示と兼ねることができ、その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置する必要があります。

石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等を除去する際の作業基準が新設されています。

◆石綿含有仕上塗材の除去に独自の作業基準が設けられています。

[作業基準] (法第18条の14、規則第16条の4第6号・別表第7の3の項下欄)

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材	<p>除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の効果を有する措置※1を講ずること</p> <p>(1) 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化※2すること</p> <p>(2) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 除去部分の周辺を事前に養生すること</p> <p>② 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること</p> <p>(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)</p>

※1 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)
 ※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水や剥離剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

◆石綿含有成形板等はセメント等で固形化されているため、通常の使用では石綿は飛散しにくいですが、劣化している場合や除去時に切断・破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあります。
 ◆けい酸カルシウム板第1種は他の成形板に比べ、飛散性が高いため、切断・破砕等を行う場合は湿潤化に加え養生が必要です。

[作業基準] (法第18条の14、規則第16条の4第6号・別表第7の4の項下欄)

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	<p>※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※3を講ずること。</p> <p>(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2) (1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 除去部分の周辺を事前に養生すること</p> <p>② 除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること</p> <p>(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)</p>
その他の石綿含有成形板等	<p>(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2) (1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること</p> <p>(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること</p>

※3 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)
 ※4 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

◆その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺状況に応じて養生を行うことが望ましい。

他にも必要な手続きがあります。

大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規定

特別管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

● 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

環境省 大防法改正

① 大気汚染防止法改正の資料等掲載ページ

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

② 建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

③ (石綿)事前調査結果の報告について

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

④ 石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>



①



②



④

香川県 環境森林部 環境管理課 高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3219
 高松市 環境局 環境指導課 高松市木太町2282-1 TEL:087-834-5755

※本資料は環境省作成リーフレット等を元に作成しています。

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により フロン類の回収が確認できない機器の 引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン ビル用マルチエアコン 業務用冷凍冷蔵庫 冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

対象とならない機器



カーエアコン

家庭用製品

室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどのような場合に対象機器の引取りが可能ですか?

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合



引取証明書(原本) 3年間保存

引取証明書(写し) 3年間保存

※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を回付してください。

② 自らフロン類を回収する場合



回収依頼書(写し) 3年間保存

引取証明書(原本) 3年間保存

Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか?

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか?

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)

